

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 大会議室

○議事日程

平成26年11月25日（火曜日）午前10時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
- (7) 追加議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (8) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

○出席委員（31名）

1番 早川 英雄 君	2番 早川 誠一 君	3番 佐藤 久雄 君
5番 石原記念男 君	6番 佐藤 善一 君	8番 兼村 正美 君
9番 石木 治男 君	10番 後藤 利彦 君	11番 大澤 慶一 君
12番 八木 豊明 君	13番 杉山 徳成 君	14番 村井 由和 君
15番 山田 晴重 君	17番 安田 孝義 君	18番 篠田 泰道 君
19番 横井 文雄 君	20番 中島 利彦 君	21番 増井 賢一 君
23番 土屋 尊史 君	25番 野村 茂 君	26番 長屋 芳成 君
27番 日置 香 君	28番 藤川 勝 君	29番 相宮 千秋 君
30番 永井 博光 君	31番 岡田 忠敏 君	32番 伊佐地鐵夫 君
33番 川村 信子 君	34番 漆畑 和子 君	35番 岩田 幸子 君
36番 後藤 信一 君		

○委員以外の出席者

経済部長	坂井 一弘 君	農業委員会事務局長	玉田 和久 君
農業委員会事務局課長補佐	長尾 成広 君	農業委員会事務局主任主査	加藤 京子 君
洞戸事務所 係長	古田 考幸 君	板取事務所 係長	長屋 守世 君
武芸川事務所 主査	松井 信弘 君	武儀事務所 課長補佐	川島 友教 君
上之保事務所 係長	森 太桂弘 君		

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（長尾成広君） それでは、これから農業委員会総会を始めさせていただきます。まず、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。それでは、はじめに佐藤善一会長からご挨拶をお願いします。

○議長（佐藤善一君） 7月7日に農業委員当選授与式があり農業委員になったわけですが、それ以来色々な事業を経験してきました。特に8月の県農業会議の席上では皆様方にもお知らせしましたが関市農業委員会が婚活委員会で表彰を受けました。その後10月15日婚活イベントに出席をして盛況だったことを今でも鮮明に覚えていますし、県内県外から視察等もありました。特に婚活イベントでは愛知県愛西市の女性農業委員さんが視察に訪れイベントの様子をじっくりと観察されましたし、10月31日には27名の恵那市農業委員が、11月18日には福井県敦賀市農業委員の方が関市に視察に訪れました。色々注目されていることを実感しています。皆様も体調管理には十分注意され今後も頑張ってくださいと思います。

○事務局課長補佐（長尾成広君） ありがとうございました。それでは、経済部長からご挨拶を申し上げます。

○経済部長（坂井一弘君） 前回も少しお話させていただきましたが猿の檻を設置し、1匹しか捕獲できていませんでした。その後の動向を危惧していましたが、設置したのが夏であり外にも食べ物がたくさんある状況でした。せっかく補助事業を受けて設置したものですからなんとか成果を挙げたいところでしたが、外に食べ物もなくなってきたこともあってか、富野で設置した檻では9匹、洞戸で設置した檻には10匹入りました。今後も捕獲をして少しでも農家への被害がないように努めてまいりたいと考えております。

○議長（佐藤善一君） ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。本日は4番 早川清治委員、7番 清水宗夫委員、16番 亀山 浩委員、22番 加藤政比古委員、24番 神山博和委員が欠席ですが、会議規則第8条により委員の過半数の出席により総会が成立しました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

12番 八木豊明委員、13番 杉山徳成委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、説明させていただきます。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。

議案は1ページからになります。

1番の案件につきましては、下限面積が5反に満たないため、審議をしませんのでご了承ください。

申請面積では、5反を超えていますが、農地法56条では、この法律の適用に関しては、土地の面積は、登記簿の地積による。とありまして、実測面積で申請がありましたので申し添えます。

2番の案件は位置図が2ページになります。

所有権移転で申請地は、志津野地内、長坂集会所の北東190mほどに位置する農振農用地内にある田、1162㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、農業経営が困難になってきたため譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

1 1月5日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

3番の案件は位置図が3ページになります。

所有権移転で申請地は、武芸川町宇多院地内、宇多院公民館の北東150mほどに位置する農振農用地内にある登記地目が田、現況地目が畑、466㎡および農振農用地である畑、1830㎡、登記地目が雑種地、現況地目が畑、51㎡、登記地目が田、現況地目が畑102㎡および畑、241㎡です。

譲受人は、母である譲渡人より申請地を譲り受け、農業経営を図りたいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難になり農業経営を縮小するため、娘である譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

1 1月5日に現地確認をしたところ、農地性有りと確認しています。

4番の案件は位置図が4ページになります。

所有権移転で申請地は、武芸川町小知野地内、JAめぐみの武芸川支店の北西640mほどに位置する畑、409㎡のうち208.25㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

1 1月5日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。

5番の案件で位置図が5ページになります。

所有権移転で申請地は、武芸川町平地内、武芸川町宝見橋の南南西900mほどに位置する農振農用地である田2筆、1448㎡です。

譲受人は、農業経営の拡大をするため、競売により落札した申請地を譲り受けたいというものです。

1 1月5日に現地確認をしたところ、農地性有りと確認しています。

ちなみに、この件の買受適格証明については、9月の総会にて許可をしております。

以上、所有権移転に関するもの4件、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

○ 議長（佐藤善一君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。
2番について異議ありません。

○ 28番（藤川 勝君） 3番について異議ありません。

○ 29番（相宮千秋君） 4番、5番について異議ありません。

○ 議長（佐藤善一君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第1号について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第1号の4件を原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） それでは、農地法第4条の規定により、下記農地の申請があり

ましたので、意見を求めます。

農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。

議案は4ページになります。

1番の案件は位置図が6ページになります。

申請地は、倉知地内、熊野神社の北東210mほどに位置する田482㎡のうち318.05㎡です。

申請人は、相続により申請地を取得したが農業経営が困難になってきたため、申請地に太陽光発電施設を整備したいというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

11月5日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認をしています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

以上1件について、ご審議をお願いします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○10番（後藤利彦君）1番について異議ありません。

○議長（佐藤善一君）これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第2号の1件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は5ページからになります。

1番の案件は位置図が7ページになります。

所有権移転で申請地は鋳物師屋6丁目地内、関中央病院の西北西380mほどに位置する田、433㎡です。

譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地が宅地分譲に適している土地と考え、申請地を譲り受け、宅地分譲をしたいというもの。譲渡人は、申請地の農業経営が大変だったため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

11月5日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

2番の案件は位置図が8ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は肥田瀬地内、長良川鉄道関富岡駅の南東90mほどに位置する畑407㎡です。

使用借人は、現在賃貸住宅に居住しており、使用貸人である父より申請地を借り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸人は、使用借人である息子の申し出に応じて貸し付けるとい

うものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

1 1 月 5 日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

使用貸借の期間は、許可日から 3 5 年間としています。

農地の区分は、申請地が長良川鉄道富岡駅から 3 0 0 m 以内にあるため、第 3 種農地と判断します。

3 番の案件は位置図が 9 ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は、肥田瀬地内、関中央病院の南 5 0 m ほどに位置する農振農用地である田、1 1 3 0 m²です。

賃借人は、社会福祉法人であり、申請地を借り受け、東隣で建設される特別養護老人ホームの建設資材置場及び駐車場として利用したいというもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応じるというものです。

1 1 月 5 日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

賃貸借の期間は、平成 2 9 年 6 月 3 0 日までとしています。

4 番の案件は位置図が 1 0 ページになります。

所有権移転で申請地は神野地内、今谷集会場の南西 7 8 0 m ほどに位置する登記地目が田、現況地目が雑種地 6 . 8 5 m²です。

譲受人は、申請地の南側の土地において、住宅を建築するため 5 条許可を取得したが、その後別の土地に家を建てたため、その土地を貸資材置場として使用するため、申請地を資材置場入口として利用したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

1 1 月 5 日に現地確認をしたところ、雑種地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、2 種農地以外の農地に該当しないため、第 2 種農地と判断します。なお、事業計画変更の 1 番の案件と同時許可になります。

5 番の案件は位置図が 1 1 ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は神野地内、下日立公会堂の北北東 2 6 0 m ほどに位置する畑、2 1 8 m²です。

使用借人は、現在四世代にて居住しており、手狭になってきたため使用貸人である祖父より申請地を借り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸人は、使用借人である孫の申し出に応じて貸し付けるというものです。

1 1 月 5 日に現地確認をしたところ、畑一部雑種地であったため始末書の添付があります。

使用貸借の期間は、許可日から 3 0 年間としています。

農地の区分は、2 種農地以外の農地に該当しないため、第 2 種農地と判断します。

6 番の案件は位置図が 1 2 ページになります。

所有権移転で申請地は、堅切北地内、堅仙房公民センターの南東 3 3 0 m ほどに位置する田 5 . 3 9 m²です。

譲受人は、申請地の市道を挟んで北側にあるアパートなど貸駐車場の需要が見込める土地と考えるため、申請地を譲り受け、貸駐車場を整備したいというもの。譲渡人は、農業経営が困難であったため、譲受人の申し出に応じて譲り渡すというものです。

1 1 月 5 日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第 3 種農地と判断します。

7 番の案件は位置図が 13 ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、寿町 2 丁目地内、ひばり公園の西 110 m ほどに位置する畑 274 m²です。

使用借人である印刷会社は、申請地を借り受け、印刷加工業の倉庫を建築したいというもの。使用貸人である印刷会社の経営者は、使用借人の申し出に応じて貸し付けるというものです。

11月5日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

8 番の案件は位置図が 14 ページになります。

所有権移転で申請地は倉知地内、国道 248 号関バイパス倉知東交差点の北東 210 m ほどに位置する登記地目が田、現況地目が原野、1051 m²です。

譲受人は、不動産業や太陽光発電機器の設置、販売、保守等を営んでおり、申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電設備用地として整備したいというもの。譲渡人は、農業経営が困難になってきたため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

11月5日に現地確認をしたところ原野と確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

9 番の案件は位置図が 15 ページになります。

所有権移転で申請地は倉知地内、国道 248 号関バイパス倉知東交差点の北 150 m ほどに位置する登記地目が田、現況地目が原野 6 筆、4275 m²です。

譲受人は、申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電設備用地として整備したいというもの。譲渡人は、農業経営が困難になってきたため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

11月5日に現地確認をしたところ原野と確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

10 番の案件は位置図が 16 ページになります。

所有権移転で申請地は倉知地内、国道 248 号関バイパス倉知東交差点の北東 100 m ほどに位置する登記地目が田、現況地目が原野 2 筆、455 m²です。

譲受人は、不動産業や太陽光発電機器の設置、販売、保守等を営んでおり、申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電設備用地として整備したいというもの。譲渡人は、農業経営が困難になってきたため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

11月5日に現地確認をしたところ原野と確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

11 番の案件は位置図が 17 ページになります。

所有権移転で申請地は倉知地内、東海北陸自動車道関インターチェンジの南東 180 m ほどに位置する登記地目が畑、現況地目が雑種地、1416 m²です。

譲受人は、旅館業や食堂喫茶店舗を営んでおり、申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電設備用地として整備したいというもの。譲渡人は、農業経営を縮小するため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

11月5日に現地確認をしたところ雑種地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、申請農地が高速道路自動車国道等のインターチェンジからおおむね300m以内にあるため第3種農地と判断します。

1 1月5日に現地確認をしたところ、雑種地であったため始末書の添付があります。

1 2番の案件は位置図が18ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は、山田地内、国道156号山田交差点の南南西310mに位置する田785㎡です。

賃借人は、申請地近隣で飲食店を経営しており、来客者や従業員の増加により、駐車場が手狭になってきたため、申請地を借り受け、駐車場として整備したいというもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応じるというものです。

1 1月5日に現地確認をしたところ、雑種地であったため始末書の添付があります。

賃貸借の期間は、30年間としています。

1 3番の案件で位置図は19ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は、山田地内、国道156号山田交差点の南西300mに位置する登記地目が畑、現況地目が雑種地、680㎡です。

賃借人は、申請地近隣で飲食店を経営しており、来客者や従業員の増加により、駐車場が手狭になってきたため、代表取締役の父である賃借人から申請地を借り受け、駐車場として整備したいというもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応じるというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

1 1月5日に現地確認をしたところ、雑種地であったため始末書の添付があります。

賃貸借の期間は、30年間としています。

1 4番の案件は位置図が20ページになります。

所有権移転で申請地は、武芸川町谷口地内、武芸小学校の北東180mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が宅地2筆、69㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、自宅への進入路を整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じて譲り渡すというものです。

1 1月5日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

最後に15番の案件は位置図が21ページになります。

所有権移転で申請地は、武芸川町小知野地内、JAめぐみの武芸川支店の北西640mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が雑種地409㎡のうち258.67㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、自家用の駐車場及び家庭菜園を整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じて譲り渡すというものです。

1 1月5日に現地確認をしたところ、雑種地及び畑であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

以上、所有権移転に関するもの9件、使用貸借権の設定に関するもの3件、賃貸借権の設定に関するもの3件、計15件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○ 議長(佐藤善一君) 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○ 1番(早川英雄君) 1番について異議ありません。

○ 2番(早川誠一君) 2番、3番について異議ありません。

○ 5番(石原記念男君) 4番、5番について異議ありません。

- 8 番（兼村正美君） 6 番、7 番について異議ありません。
- 10 番（後藤利彦君） 8 番、9 番、10 番、11 番について異議ありません。
- 17 番（安田孝義君） 12 番、13 番について異議ありません。
- 28 番（藤川 勝君） 14 番について異議ありません。
- 29 番（相宮千秋君） 15 番について異議ありません。
- 議長（佐藤善一君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第3号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第3号の所有権移転に関するもの9件、使用貸借権の設定に関するもの3件、賃貸借権の設定に関するもの3件、計15件を岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第4号事業計画変更の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 農地転用許可後の事業計画変更申請があったので、意見を求めます。

農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

議案は12ページになります。

1 番の案件は位置図が22ページになります。

転用目的の変更で申請地は、神野地内、今谷集会場の南西780mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が雑種地2筆、1666㎡です。

当初の事業計画は、昭和48年1月27日5条許可により、申請地を取得して、自己用の住宅を建築する予定でありましたが、別の土地に住宅を建築したため、計画を中止していたというものです。変更後の事業計画は、申請地を貸資材置場として整備したいというものです。

11月5日に現地確認をしたところ、雑種地でした。

農地の区分は、2種農地以外の農地に該当しないため、第2種農地と判断します。

なお、5条転用許可申請の4番の案件と同時申請になります。

以上、1件につきまして、ご審議をお願いいたします。

- 議長（佐藤善一君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。
- 5 番（石原記念男君） 1 番について異議ありません。
- 議長（佐藤善一君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第4号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第4号の1件について原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第5号農業経営基盤強化促進法の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 関市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。関市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

先日配布させていただきました13～29ページまでにつきましては、訂正がありましたので、今日配布しました別冊の13ページから29ページに差し替えをさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

賃貸借権の設定に関するもの116筆、44件、使用貸借権の設定に関するものについて155筆、61件、新規155筆の承認を求められています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

地目は、田が153筆326342.5㎡、畑が2筆1321㎡です。

地区は、西神野、小野、小瀬、武芸川谷口、下有知の5地区です。

設定を受ける方は、一般社団法人岐阜県農畜産公社ほか3件です。

なお、この一般社団法人岐阜県農畜産公社につきましては、岐阜県知事より農地中間管理機構として岐阜県の指定を受けております。

関市内では、農地中間管理機構へは、借り手、いわゆる担い手の申込は、個人では、関地区18、武儀地区1、上之保地区2です。法人では、関地区9、武儀地区2 全部で、32経営体の申請があります。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○ 議長（佐藤善一君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第5号の農用地利用集積計画について、原案のとおり許可することといたします。

次に、追加議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。議案は1ページからになります。

1番の案件です。

使用貸借権の設定で申請地は、洞戸栗原地内、洞戸小の北450mほどに位置する農振農用地である畑16筆、9773㎡です。

使用借人は、菌床しいたけの生産、販売を営んでおり、申請地を借り受け、菌床しいたけの生産を行いたいというもの。使用貸人は、しいたけ栽培施設用地として貸し付けていた会社の資金繰りが難しくなり、事業の継続が困難であったところ、使用借人の要望があったため、あらたに貸し付けたいというものです。

この申請案件につきましては、この借受人の事業の継承について協議中であります。

11月20日に現地確認をしたところ、農地性有りと確認しています。

○ 議長（佐藤善一君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○25番（野村 茂君） 6番について異議ありません。

○ 議長（佐藤善一君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○職務代理者（大澤慶一君） 現在、補助事業の継承について農政局と協議中であります。この件につきまして許可がおりましたら、関市の案件も同時に許可するということにしたらどうでしょうか。

○事務局長（玉田和久君） 補足させていただきます。昨年6月から申請地にて丹波きのこ園が営業していましたが、経営困難になり今年7月から生産を中止していました。再開が難しいということで新たな会社が事業継承をしたいと名乗り出てきました。それで、今、農政局に事業継承と

いう申請をしているところです。その申請に対する許可がおりましたら、この案件も許可したらどうかという意見です。

○ 議長（佐藤善一君） 今、色々なご説明がありましたが、この件について質疑を行いたいと思います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。追加議案第１号については、国の事業継承についての許可と同時許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、追加議案第１号の１件を国の事業継承についての許可と同時許可することといたします。次に、報告１号農地法第１８条第６項の規定による賃貸者の合意解約の届出について、説明させていただきます。

今回４５件の届出があります。議案は２５ページになります。

番号１の案件は賃借人が古田壽栄男さんです。

小瀬地内の田、５１２㎡です。

合意解約日は、平成２６年１０月３１日です。

番号２の案件は賃借人が古田壽栄男さんです。

武芸川町宇多院地内の畑、１８３０㎡です。

合意解約日は、平成２６年１０月３１日です。

番号３～４５の案件は賃借人がほたるの里八神集落営農組合です。

西神野地内の田、１０９筆１４１，１４９㎡です。

合意解約日は、平成２６年１２月２５日です。

○ 議長（佐藤善一君） 以上をもちまして、議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 次回の総会は１月７日午後３時からの予定です。

また、今後の主な行事予定は、１２月１５日が本日分の農業会議答申日、１２月１２日が転用申請等受付締切日、１２月１５日が転用申請等現地確認日です。

○議長（佐藤善一君） これをもちまして閉会といたします。ご苦労様でございました。

午前１１時００分 閉会

本日の会議の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 関市西神野 1 6 6 5 番地

印

1 2 番 関市下有知 3 3 8 6 番地

印

1 3 番 関市小瀬 2 4 3 番地

印
